

国内の税関による輸入差止めにおける 意匠権活用の調査研究

意 匠 委 員 会
第 2 小 委 員 会*

抄 録 意匠権行使の形態および活用のニーズについて、意匠委員会参加企業を対象としたアンケートを実施した結果、国内の「税関による輸入差止め」による意匠権行使は相対的に少ないとともに、今後最も利用したい形態でもあった。そこで、国内の税関による輸入差止めにおける意匠権行使について調査研究したところ、税関による輸入差止めは侵害差止め訴訟と比較し、高い優位性を有していることが判明した。また、意匠権は他の産業財産権（特許権、実用新案権、商標権）と比較して、税関による輸入差止めにおいて有効に活用し得ることが判明した。そこで本稿では、意匠権による国内の税関による輸入差止めをより円滑かつ有効に活用すべく、税関による輸入差止めに適した侵害品および意匠出願形態を提案する。

目 次

- はじめに
- 意匠権行使の形態について
 - 意匠権行使の形態
 - 今後の意匠権活用に対する関心
- 税関による輸入差止めと民事訴訟との比較
 - 手続きの流れと所要期間
 - 費用
 - 訴訟と比較した場合の税関による輸入差止めの優位性
- 税関による輸入差止めにおける意匠権の優位性
- 差止めに適する侵害品についての考察
- 差止め最適な意匠出願形態についての考察
- おわりに

1. はじめに

意匠委員会では、現状での意匠権行使の形態と権利者のニーズを把握し、今後の意匠権の有効活用に向けた調査研究を目的として、意匠委員会参加企業25社を対象に、アンケート調査を実施した（図1）。

アンケートでは、現状での意匠権行使の形態として「警告書送付」、「民事訴訟」、「展示会での申し入れ」、「EC（Electronic Commerce）サイトでの削除」の比率が高く、国内の「税関による輸入差止め」による活用は相対的に少ないことが分かった。

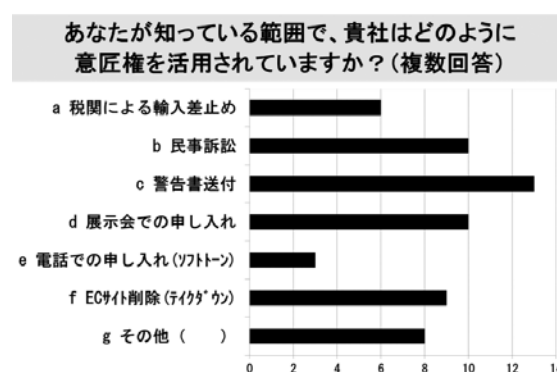


図1 アンケート結果：意匠権の活用

* 2017年度 The Second Subcommittee, Design Committee

2. 意匠権行使の形態について

2.1 意匠権行使の形態

ここであらためて意匠権行使の形態について整理する。他者による模倣品・類似品が見つかった場合の権利行使の形態として、主に以下の(1)～(3)の方法が挙げられる。

(1) 私的救済

1) 当事者間や第三者を介在して解決を図る方法
意匠権者が侵害者に対し「警告書」または「伺い書」を送付することで侵害の事実を通達し、当事者間や第三者を介して協議を行い解決する方法である。

第三者の類否判断により侵害判断が明確な場合、または相手方が侵害を認める場合などは当事者間の協議が進み、多くの時間やコストをかけず穏便に解決ができることが多い。一方、相手方から反応がない、あるいは、侵害を認めないとの反論がある場合には解決までに時間を要し、次のアクションを余儀なくされる場合もある。

2) 展示会での申し入れ

展示会での模倣品・類似品に対し、申し入れを行い、出展の取り下げおよびカタログからの削除を申請する方法である。その場で取り下げ削除されるが、再出展・再掲載されることもある。

3) ECサイトでの削除

ECサイトによっては、知的財産権を侵害する製品の出品情報を報告するシステムが用意されており、出品を取り下げることが可能である。

当システムを活用すれば、出品者に対して個別に警告書を送付することや、訴訟を提起することに比べ、大幅に手間やコストを抑えることができる。一方、ECサイトでの出品が取り下げられたとしても侵害品自体は物理的に処分されていないこともあり、再出品される可能性は否定できない。

(2) 司法救済（裁判で争う方法）

意匠権侵害について法的保護を求め裁判で争う方法である。

判決により確固たる判断が得られる一方、提訴から判決を受けて決着するまでに多大な時間と費用がかかる場合がある。決着するまで時間がかかれば、製造・販売を差止めるのも先延ばしになる。また、意匠権侵害訴訟は、消費者等の一般者に判りやすいことから訴訟を提起した企業のブランドイメージ低下につながる懸念がある。さらに、正当な理由による訴訟であっても、規模が大きい会社が小さい規模の会社を訴える場合は、弱者を苛めているようなイメージを与えてしまうおそれもある。

(3) 行政救済（税関を活用する方法）

模倣品・類似品が輸入される場合に、税関に申し立てることにより差止めてもらう方法である。

輸入差止申立てにおいては、税関に対しての手数料はかからず、予め税関に対象の権利に基づく輸入差止めの申し立てをしておけば、侵害品の輸入者、輸入港等を個々に特定して申請する必要はない。そもそも、日本国内には諸外国で製造された侵害品が輸入されることが多いため、有効な手段である。一方、意匠権侵害における輸入差止申立ての手続きについては一般的に知られていないことが多く、有識者であっても他の方法と比較して複雑であると認識されている。

2.2 今後の意匠権活用に対する関心

また、今後の意匠権活用に関してアンケートを行ったところ、「税関による輸入差止め」を挙げる回答が多かった(図2)。次に「民事訴訟」「警告書送付」等という結果であった。

つまり、「税関による輸入差止め」は、活用実績が相対的に少ないが意匠権の行使形態として関心が高かった。

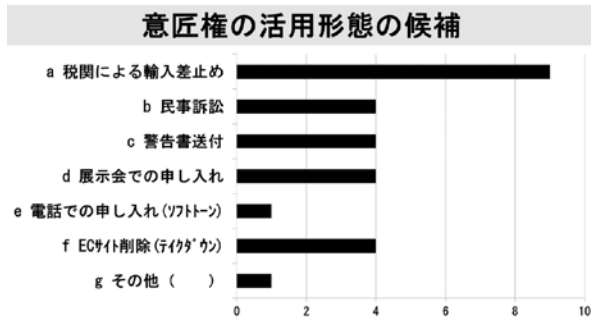


図2 アンケート結果：活用形態の候補

そこで、このように関心が高い「税関による輸入差止め」について、調査研究を進めた。

3. 税関による輸入差止めと民事訴訟との比較

税関による輸入差止めに関して調査研究を進めるにあたり、その性質が似ている民事訴訟による差止め申し立て（差止請求）との比較を行った。以下に税関による輸入差止めと民事訴訟

による差止めの所要期間と費用、それぞれの優位性等について調査した結果を述べる。

3. 1 手続きの流れと所要期間

(1) 手続きの流れ

1) 民事訴訟の流れ

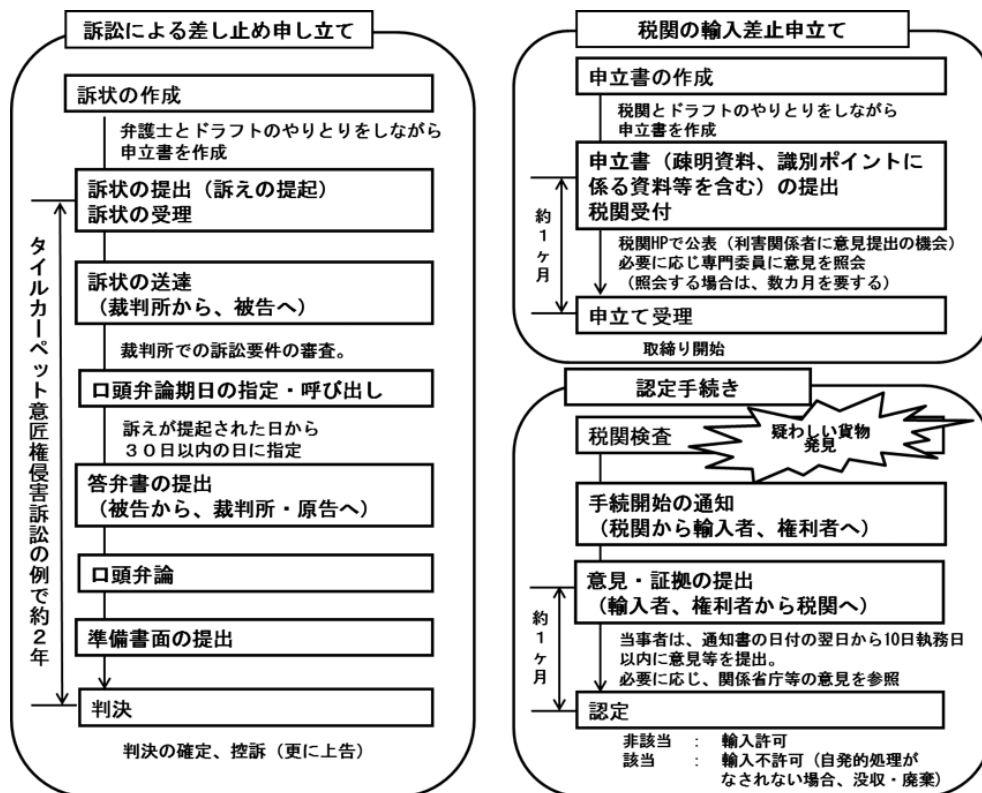
民事訴訟の場合、まずは訴える“相手”を特定することから始まり、概ね図3左側に示す流れで手続きが進む。

2) 税関による輸入差止めの流れ

税関による輸入差止めの場合、差止める『物品』を特定する「申し立て」から始まり、申し立て後は税関による「認定手続き」が行われ、概ね図3右側の流れで手続きが進む。

なお、税関（輸入）差止めの申し立ての際に、税関に提出する特有の書類として、疎明資料と識別ポイントに係る資料がある。

疎明資料とは、差止め対象物品が特許権や意



民事訴訟の流れ

税関による輸入差止めの流れ

図3 各手続きの流れ

匠権等の権利範囲に属することを明らかにするための資料であって、意匠権を根拠に申請する場合には、差止め対象物品が登録意匠の類似の範囲に含まれることを、具体的かつ明確に説明する資料である。

識別ポイントに係る資料とは、税関が侵害疑義物品を発見するための参考となるポイントを記載した資料であって、税関検査で外観から簡単に侵害品を見分けるための識別ポイント、例えば、侵害品に表示されるマークや番号、特徴的な形状、真正品にはない色や模様などを記載した資料である。税関において膨大な貨物の中から侵害品を発見するためには、この資料の記載が重要になる。なお、識別ポイントに係る資料は申立人が開示の意志がない限り開示されることはない。

(2) 所要期間

1) 税関による輸入差止めの所要期間

税関における輸入差止申立てにかかる期間については、申立書を提出した後に税関が受理するまでは原則1か月程度だが、申立書の提出までに税関とのドラフトのやりとりを行う期間も加わる。

そして、税関の検査において疑義貨物が発見され認定手続きが開始されると、認定手続開始通知書の日付の日の翌日から起算して約1か月以内を目安に、輸入の可否につき認定が下される。但し、認定が困難な場合には1か月以上を要する場合もある。

2) 民事訴訟の所要期間

意匠権に基づく侵害差止め訴訟の所要期間は事案によって異なり、場合によっては差止めの仮処分が下されることにより訴訟提起日からごく短期間で実質的に差止めと同様の効果が得られるものもあるが、一般的には訴訟提起から差止めを命ずる判決が下されるまで年単位の期間を要する。近年の意匠権侵害訴訟の判決として

例えば、タイルカーペット事件（大阪地裁平成24年3月15日判決 平成22(ワ)第805事件）では、訴訟提起日(2010/1/20)から判決日(2012/3/15)まで2年余りの期間を要している。

3. 2 費用

(1) 税関による輸入差止めに係る費用

税関において意匠権に基づく差止めを行う場合、税関に対して手数料等の費用は発生しない。

しかし、輸入差止申立てには侵害の事実や差止め対象物品が自社の権利を侵害することの疎明が必要なことから、弁護士や弁理士等への鑑定依頼費用、差止め対象物品のサンプルの入手費用、当該サンプルの分析費用等が発生する可能性がある。なお、これらは民事訴訟であっても同様に発生する費用でもある。

これら費用の他に税関における輸入差止申立て特有の費用として、「申立供託制度」による供託金が発生する可能性がある。但し、申立供託制度は、生鮮疑義貨物については原則として供託命令がなされるものの、それ以外は権利者と輸入者等の意見が対立して手続が長期化するおそれがある場合に限られ、実務上はほとんど例がないため、本稿では割愛する。

なお、税関への輸入差止申立ての手続きは権利者自身が行うことが可能だが、特許事務所等の代理人に依頼した場合、手続きによっては30～50万円程度の費用がかかる。

(2) 民事訴訟に係る費用

一方、民事訴訟に係る費用については、訴状作成や出頭及び面談費用等を含め一般的に500万円以上が必要とも言われており、案件により1,000万円以上の費用が発生する（第一審のみ）場合もある。

3. 3 訴訟と比較した場合の税関による輸入差止めの優位性

表1に訴訟と税関による輸入差止めとの比較を示す。訴訟と比較した場合、税関による輸入差止めは上記のとおり差止めの所要期間が短く、かつ費用が安価であることの他に、以下のような優位性も有する。

第一に、訴訟は侵害者（被告）を特定して提起する必要があるのに対して、税関による輸入差止めは物を特定して行うため、侵害者が複数の場合や、侵害者（の一部）が特定できていない場合でも行うことができる。

第二に、訴訟では原告および被告が特定されるため、原告企業の正当な権利行使であったとしても原告企業のイメージダウンに繋がるケース（例えば、原告の大企業が被告の中小企業を苛めていると受け取られるケース）も想定されるが、税関による輸入差止めは必ずしも相手企業を特定せずに行うことができる他、訴訟よりもメディアに露出する機会が比較的少ないため、このような事態を避けることができる。

第三に、税関による輸入差止めが侵害品の発

表1 訴訟と税関による輸入差止めとの比較

	訴訟	税関による輸入差止め
費用	500万円以上(注1)	無し(注2)
所要期間	約1年以上	・輸入差止め申立て → 約1か月(注3) ・認定手続き → 約1か月
その他	・侵害者特定:要 ・原告企業のイメージダウンの恐れあり	・侵害者特定:不要 ・申し立てた企業のイメージダウンの恐れ少ない ・侵害品の発送元の特定に繋がる場合有

注1：提訴前に警告書を作成する場合、1通当たり20万円以上の費用が発生することがある。相手方が最初の警告書に対して権利者側の望む対応をしないため、何度も警告書を送り付ける事態になればさらに費用が発生する。
 注2：税関差止めの申し立てにおいて税関に提出する書面（権利侵害を疎明する書面、識別ポイント資料等）の作成、これらの書面の税関への提出を特許事務所等に依頼した場合は、特許事務所等に支払う費用が別途発生する場合がある（50万円～）。
 注3：専門委員意見照会を行った場合には約3か月程度掛かる。

送元の特定に繋がる可能性がある。侵害品の発送元を特定できれば、発送元に対して法的手段を講じ侵害品の製造そのものを止められることもある。

したがって、税関による輸入差止めは訴訟と比較して、意匠権侵害品の輸入への対策において優位性を有する。

4. 税関による輸入差止めにおける意匠権の優位性

ここまでは税関による輸入差止めの優位性と有用性について検討してきたが、ここで改めて税関による輸入差止めにおいて意匠権活用の有用性があるのか否かについて他の産業財産権と比較検討する。

税関での模倣品対策に活用する法制度の候補として、産業財産権である特許権、実用新案権、商標権、そして意匠権が挙げられる。これらの中から意匠権の活用特に着目したが、その理由は以下に述べる。

(1) 権利の安定性

意匠権には、他の産業財産権と比較して権利を行使する上で安定性が高いと考えられる理由がいくつか挙げられる。

第一に、意匠権はその創作段階から他の産業財産権と比較してクリアランスをしっかりと行い易い点が挙げられる。そもそも意匠権は市場に流通する最終製品に対して権利取得されることが多く、デザインそのものが比較的目に付き易い形で公衆に公開されている。それが故に、その製品分野に精通している創作者においては自らの権利の障害となり得る先行意匠を回避し、安定性の高い権利を取得していると考えられる。

第二に、仮に意図せずして先行意匠に近いデザインを創作してしまったとしても、クリアランスにより発見さえできれば特許権や実用新案

権のような技術内容と比較して容易にそのデザインを変更することができる点が挙げられる。したがって、障害を回避し得るデザインに変更してから安定性の高い権利を取得しているケースが多いと考えられる。

(2) 模倣品被害の内容別割合

商標権及び意匠権による模倣品被害対策の必要性は、特許庁発表の模倣品被害に関する資料¹⁾に示されている(図4)。同資料によると、模倣品被害の内容に関しては、商標権や意匠権による保護が想定される「デッドコピー」が35.5%、「デザイン模倣」が38.1%、「ブランド偽装」40.3%となっており2014年度の模倣品被害の多くを占めていることが報告されている。それに対して特許権や実用新案権による保護が想定される技術模倣は29.7%であり、相対的に低い割合となっていることから模倣品被害対策としては商標権や意匠権の活用が有効と考えられる。

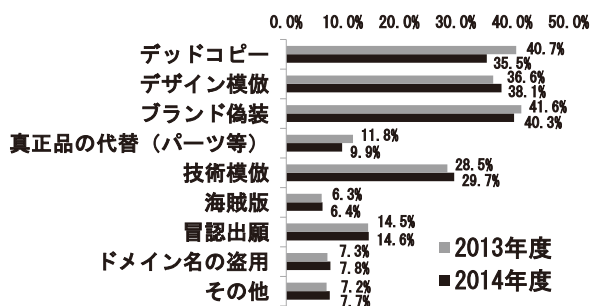


図4 模倣品被害の内容別割合

(3) 疑義貨物発見の容易性

権利保護の内容から税関による輸入差止めの実情を考慮すれば、形状を保護する意匠権は、技術思想を保護する特許権に比して侵害品の発見が比較的容易であり、この点からも税関による輸入差止めにおける意匠権活用には優位性が高い。

なぜならば、特許権や実用新案権により保護される技術内容は、外観から確認が困難なもの

が多く、また、通電状態での確認が必須なものもあり、意匠権に比して疑義貨物の発見が困難なケースが想定されるためである。

(4) 商標権に対する優位性

税関における産業財産権活用を検討する場合、税関が「物」を取り締まることを目的とした機関であるという点が重要となる。意匠権の保護対象が物品の形状等つまりは「物」であるため、税関における差止め意匠権は親和性が高い。

また、商標権と意匠権とを比較した場合においても、意匠権には模倣品対策において商標権に無い優位性が挙げられる。例えばブランドマークを外した形で輸入される模倣品に関しては、ブランドマークの商標権は効力が及ばないケースが想定される。しかし、意匠権は対象物品の外観を保護するものであるため、このような場合でも税関による輸入差止めができる可能性がある。

近年では、模倣の手口が巧妙化しており、商標権侵害を回避するため「中身と包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し販売時に合わせる」「見た目はそっくり作り、商標を付けずに販売」などが特許庁発表の模倣品に関する資料²⁾において示されている。このような商標権侵害の回避手法に対しても、意匠権は活用できる場合もある。

5. 差止めに適する侵害品についての考察

ここまでは税関による輸入差止めにおける意匠権の有用性を検討した。次に意匠権を活用した税関による輸入差止めを効果的に行うために、差止めに適する侵害品、および意匠出願形態について考察する。

(1) 税関による輸入差止めの実態

ここでは、どのような侵害品が税関による輸

入差止めに適しているかについて、実際に税関で差止められた製品や税関で取り扱われる輸送状態や梱包状態などに着目して検討する。

1) 実際に差止められた製品

財務省から公表されている報道資料に、知的財産権侵害物品の差止め数と差止め侵害品が掲載されている³⁾。知的財産別では商標権が全体の大半を占めている(図5, 図6)が、意匠権による輸入差止めも毎年発生している(表2)。

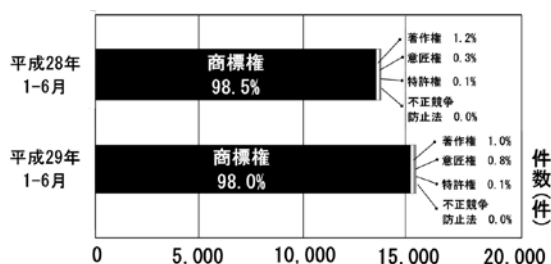


図5 知的財産別 輸入差止め実績 件数

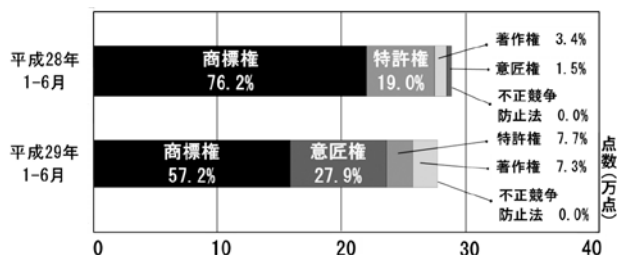


図6 知的財産別 輸入差止め実績 点数

表2 意匠権侵害による輸入差止め実績

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 1~6月	意匠構成比
件数	40	36	87	126	0.8%
点数	60,458	3,811	8,507	77,789	27.9%

注)「件数」は税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数で、「点数」は税関が差止めた知的財産侵害物品の数となる。例えば1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は「1件20点」として計上されている。

また資料の詳細版には、意匠権による差止め事例として、イヤホンや首掛けライト、電子タバコ用バッテリー(平成29年1月~6月)、自動車用フロアマット(同28年)、美容用ローラー(同27年)、輪ゴム、照明器具、家庭用ゲーム機コントローラー、送風機(同26年)、等の侵害品が写真付きで紹介されている。

これら差止めされた品目の真正品は、いずれも斬新な製品デザインであるものの、比較的複雑な構造は伴わず、洗練されたデザインを有し、低価格・大量生産という共通項が導き出せる。そして、東京税関知的財産センターとのヒアリングにおいて、トレンド性・話題性の高い製品のニセモノは不特定多数の者が同時期に大量に輸入されるため、税関職員が目につきやすく、また、消費者の健康・安全を損なうおそれのあるものは税関職員も十分に気をつけることを確認している。つまり、それらの製品は、税関による輸入差止めに適している製品と思われる。したがって、そのような製品を販売している場合は模倣品の輸入対策のため輸入差止申立ての検討を行うべきである。

次に輸送方法や形態、梱包状態に着目し検討する。

2) 輸送方法

製品の輸送方法は空輸(飛行機)もしくは海運(船舶)のいずれかとなる。飛行機は迅速な輸送が可能だが輸送コストが高い。船舶は貨物の大量一括輸送には有用だが輸送時間では飛行機に劣る。いずれの輸送方法にも長所と短所があり、輸送方法別による差止め実績等の公表資料はないが、製品の特徴や性質によって輸送方法が必然的に決まると推察される。このため、より低コストで利益を得ようとする侵害品の輸送には、船便が用いられる可能性が高いと思われる。

3) 輸送形態

製品の輸送形態は貨物と国際郵便物(含宅配

便)に分けられる。前出の財務省資料によると、輸送形態別の差止め数は郵便物が14,557件(110,023点)、一般貨物が836件(168,941点)と、件数では郵便物、点数では一般貨物が多い(図7、図8)。

平成29年1月～6月の意匠権侵害による輸入差止めは126件(77,789点)となっており(表2)、これらを輸送形態別の割合から算出すると郵便物は約116件(約30,700点)、一般貨物は約7件(約47,000点)であった(表3)。

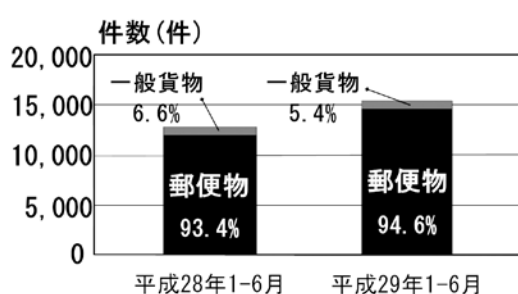


図7 輸送形態別 輸入差止め実績

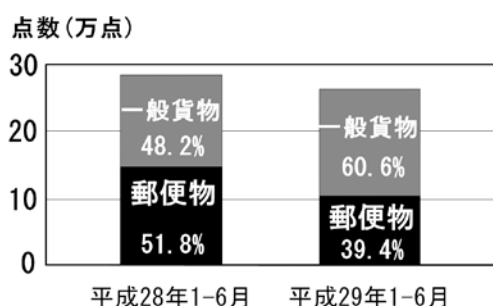


図8 輸送形態別 輸入差止め実績

表3 輸送形態別 意匠差止め数試算

		平成29年 1～6月	意匠構成比 件数0.8% 点数27.9%	1件あたり 差止め点数
郵便物	件数	14,557	116	264
	点数	110,023	30,696	
一般貨物	件数	836	7	6,733
	点数	168,941	47,135	

件数ベースでは郵便物による小口輸送取引による侵害品が大半を占めるが、点数ベースでは

郵便物よりも貨物での差止め点数がやや上回り、一度に押さえられる点数を考慮すれば貨物に対する差止めが効果的である。輸送形態や製品特性に応じた対応を継続的に実践する必要がある。

4) 梱包状態

製品の輸送や保管の際、製品価値や品質状態を担保する目的で包装や外装が施される。封筒のような袋式から、箱、樽、缶、コンテナ等、製品の性質や用途、サイズ等により異なり対象は幅広い。

実際、差止め実績のある会員企業が認定手続開始時に税関から提供された画像には①無地のダンボール外装箱の中に、透明ビニール袋に大量に疑義品が袋詰めになっていた状態や②製品名と製品形状のイラストが付されたダンボール外装箱と個装箱の状態が写っていた。これらは一例に過ぎないが、侵害品の外装や包装等の情報は税関職員が真正品と侵害品とを見分ける上で有益であることが推察される。

(2) 実態を踏まえた対応

ここまでは税関による輸入差止めがなされた実例について考察してきたが、次にその事実を踏まえた上での識別ポイントにかかる資料の作成における留意点等について考察する。

識別ポイントとは、前述の通り輸入差止め申立て時に権利者が準備する書類のひとつで、真正製品又は侵害すると認める物品に特有の表示・形状・包装等の真正製品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を図や文章で記載するものである。税関職員が侵害疑義物品の発見時に参考とする資料であるから、具体的かつ詳細に記載することが求められる。なお、税関でのヒアリングにおいて、識別ポイントは製品形状の識別記載のみならず「写真や絵等でどの部位にあるのか、矢印や丸囲みを示した」図示も重要な情報であることが分かっている。

1) 製品本体

真正製品と侵害物品を識別するようなポイントや方法を記載する。大きさ、サイズ、色、表記名の有無や位置等、権利の内容と直接関係しない事項の記載も有効である。

2) 包装・外装箱

侵害品本体ではないが、次のような包装や同梱品および貨物の荷姿の情報も識別ポイントとなり得る。

- ・ラベル、札、タグ、台紙、袋、箱等のデザイン
- ・上記包装の記載、誤記、外国語表記
- ・同梱品（取扱説明書、備品等）

但し、包装が同じでも中身が異なる可能性があることから、侵害品本体の識別ポイントも併せて記載することが必要である。一方、包装の様相が顕著に異なっていたとしても製品自体の意匠権を侵害していれば差止めの対象となる。また、次の例に示すような貨物の外装箱・袋等に付された型番・製品名等の情報も重要で、実際に「製品の色違いで型番末尾が異なる場合は、前方一致表記とした方がよい」等の実務事例もある。

例1：輸送用の樽に「ABC1234」の型番が付されているものが侵害品

例2：輸送用外装箱に「ZYX-Abc」という製品名の表示があるものは侵害品

識別ポイントの記載は税関とよく相談をしながら仕上げていくことが望ましい。

(3) 小 括

実際に差止められた製品や輸送・梱包状態から税関で差止めに適する侵害品を検討したが、税関職員が年間約3,000万件近い輸入申告の中からの確かつ効果的に疑義品を見つけ出すには、製品情報及び輸送・梱包情報を識別ポイントで的確に説明することが重要である。特に梱包状態は税関職員が本体形状よりも先に目に留めることから、税関職員の視点に立って識別ポ

イントの表現は客観的でかつ容易な判断に寄与するものとするのが不可欠である。或いはそのような装飾を製品本体や外装、包装に付すのも一策である。製品特性上そのような付加ができない場合は、製品自体や品番やラベル（発送者、発送元）等の付加情報で補強することも有用である。

6. 差止めに最適な意匠出願形態についての考察

前述した差止めに適する侵害品に対して、最適な意匠権を取得するための出願形態について考察する。

(1) 検討対象

税関による輸入差止めに最適な意匠出願形態を検討するにあたり、製品の一部分が真正品と異なり、当業者であれば真贋が見分けられるレベルの模倣品を想定するとともに、検討する登録意匠および模倣品意匠（イ号意匠）を構成する要素を、以下のように仮定した。なお、検討においては、全体意匠、広範囲の部分意匠、範囲を要部とする部分意匠、関連意匠を主要事例として取り上げた。

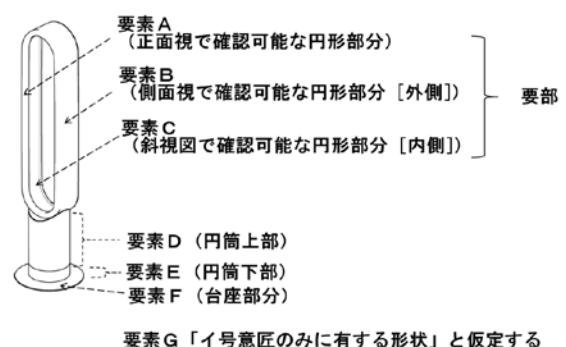


図9 意匠および模倣品意匠（イ号意匠）を構成する要素を示す図

(2) 事例1 全体意匠

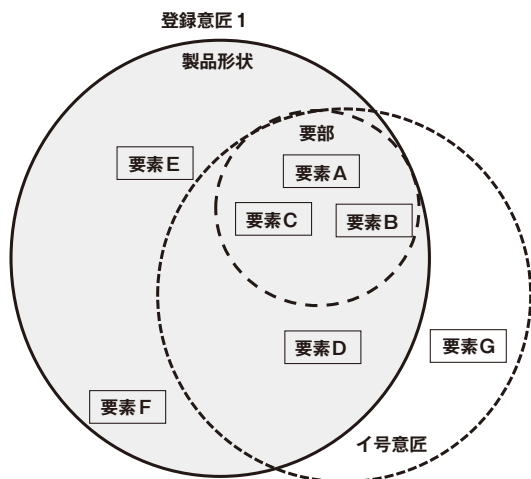


図10 登録意匠1とイ号意匠との関連図

(3) 事例2 広範囲な部分意匠

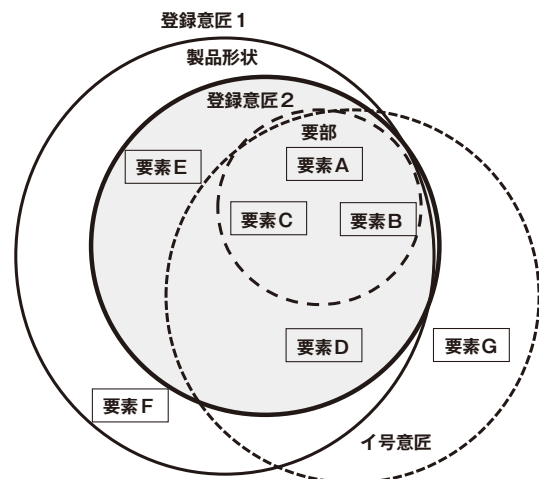


図11 登録意匠2とイ号意匠との関連図

表4 登録意匠1と構成要素のマトリックス

	構成要素						
	要素A	要素B	要素C	要素D	要素E	要素F	要素G
製品形状	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠1 (全体意匠)	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠2 (広範囲な部分意匠)	○	○	○	○	○	—	—
登録意匠3 (要素のみ部分意匠)	○	○	○	—	—	—	—
登録意匠4 (関連意匠)	○	○	○	—	○	—	—
イ号意匠	○	○	○	○	—	—	○

表5 登録意匠2と構成要素のマトリックス

	構成要素						
	要素A	要素B	要素C	要素D	要素E	要素F	要素G
製品形状	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠1 (全体意匠)	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠2 (広範囲な部分意匠)	○	○	○	○	○	—	—
登録意匠3 (要素のみ部分意匠)	○	○	○	—	—	—	—
登録意匠4 (関連意匠)	○	○	○	—	○	—	—
イ号意匠	○	○	○	○	—	—	○

全体意匠について検討する。全体意匠である登録意匠1はイ号意匠との差違点が要素E要素F要素Gとなっているため、要部の構成態様を中心に全体観察した場合に、これら3つの要素の相違点を凌駕して類似であることを示すこととなる。この際に、登録意匠1はイ号意匠と要素Dが共通点となっていることが望ましい。なぜならば、要素Dは正面視で視認可能な最大の面積を有し、且つ要部に近いところに位置するため、登録意匠1とイ号意匠との類否判断に大きな影響度があると考えられるためである。

広範囲な部分意匠について検討する。広範囲な部分意匠である登録意匠2はイ号意匠との差違点が要素E要素Gとなっているため、要部の構成態様を中心に全体観察した場合に、これら2つの要素の相違点を凌駕して類似であることを示すこととなる。そのため、登録意匠2は登録意匠1よりも差違点が少ないため類似であることを示しやすい。また、登録意匠2のようにイ号意匠との差異点を少なくしたほうが、類似であると示し易くなるとともに、相違点を少なくすることにより税関職員が自信を持って差止めを行うことができることを、税関とのヒアリングにて確認できている。

差違点を少なくする観点から登録意匠2に含

まない要素Fを考察すれば、要素Fは、当該製品から着脱可能な要素や当該製品のモデルチェンジなどで改変する予定がある要素等であってもよく、模倣品がコピーできない／されない要素を予め見定めた推定要素であってもよい。

当該製品から着脱可能な要素を要素Fとすることもよい。当該製品から着脱可能な要素は、輸入時において当該製品から外され別送される可能性があり、イ号意匠との類否の判断がしにくくなるため、着脱可能な要素を含めないことも効果的である。なお、着脱可能な要素を登録意匠に含める場合は、含まれない場合を参考図とし、物品の説明において着脱可能であることを明記するなどの対策を講じることが有効となる場合もある。

また、当該製品のモデルチェンジなどで部分的に改変する要素を要素Fとし登録意匠2に含めなければ、モデルチェンジ後の製品をも同一の登録意匠を差止めに活用できるため、効率的である。

また、類否判断に加点と働くか減点と働くかを見極めて、減点となる要素であれば要素Fのように登録意匠2に含まないことが望ましい。具体的には、要部から離れたところに位置する要素や正面視で視認できない要素、正面視で視認可能であっても非常に面積が小さく要部よりも関心を引きにくい要素、当該物品の分野では多く用いられるような新規性に乏しい要素等は、たとえイ号意匠と同一であっても大きな加点とはなりにくく、イ号意匠との差違による減点の方が類否判断に影響する可能性がある。

(4) 事例3 要部のみを部分とする部分意匠

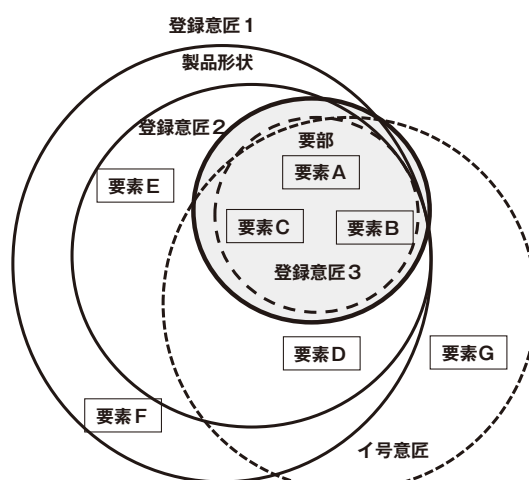


図12 登録意匠3とイ号意匠との関連図

表6 登録意匠3と構成要素のマトリックス

	構成要素						
	要素A	要素B	要素C	要素D	要素E	要素F	要素G
製品形状	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠1 (全体意匠)	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠2 (広範囲な部分意匠)	○	○	○	○	○	—	—
登録意匠3 (要部のみ部分意匠)	○	○	○	—	—	—	—
登録意匠4 (関連意匠)	○	○	○	—	○	—	—
イ号意匠	○	○	○	○	—	—	○

要部のみを部分とする部分意匠について、検討する。要部の要素のみを含む権利であっても、税関による輸入差止めにおいて十分に活用できる。しかし、登録意匠3を局所的な要素に限定すると、その要素においてイ号意匠との間に少しでも差異があった場合には類否判断の材料の絶対数が少ないこともあり、その差違の要素による類否判断への影響が大きい可能性がある。したがって、登録意匠1および登録意匠2と比較して、登録意匠3は類否判断の点ではリスクが高いと考えられる。

(5) 事例4 関連意匠（登録意匠1を本意匠とし、関連意匠を登録意匠4とする）

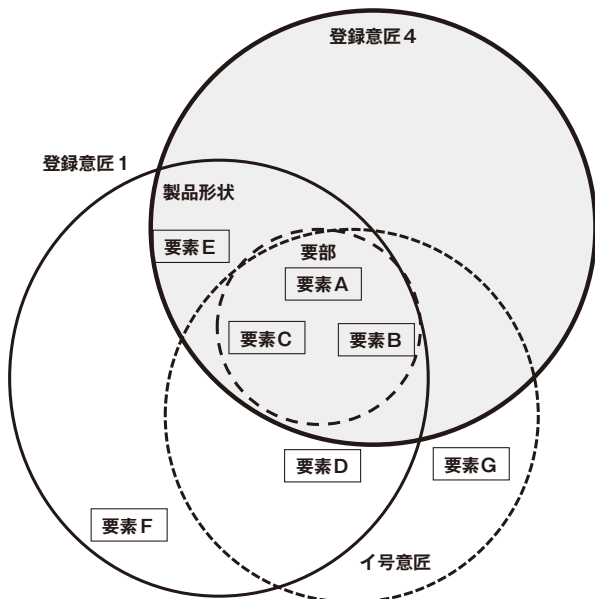


図13 登録意匠4とイ号意匠との関連図

表7 登録意匠4と構成要素のマトリックス

	構成要素						
	要素A	要素B	要素C	要素D	要素E	要素F	要素G
製品形状	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠1 (全体意匠)	○	○	○	○	○	○	—
登録意匠2 (広範囲な部分意匠)	○	○	○	○	○	—	—
登録意匠3 (要素のみ部分意匠)	○	○	○	—	—	—	—
登録意匠4 (関連意匠)	○	○	○	—	○	—	—
イ号意匠	○	○	○	○	—	—	○

要素を同じとする全体形状の複数のバリエーションの権利は、前述したとおりイ号意匠に対し登録意匠1を用いて税関による輸入差止めできるため、関連意匠特有の類似の幅が広がるといった効果よりも、類似のパターンの選択肢が多くなるような効果が得られる。具体的には、登録意匠1および登録意匠2とイ号意匠と対比し、より類似と考えられる意匠を選択的に用いることができるため、関連意匠が多いほど税関による輸入差止めで活用する権利の選択肢が広

がる。一方、関連意匠は類否範囲を開示しているため、関連意匠間の共通要素を持たないイ号意匠に対しては活用が困難となる可能性がある。

また、税関による輸入差止めにおいて、複数の権利を活用する場合は、単独の権利を活用する場合と比較して疎明書の作成やイ号意匠の確認作業が煩雑となるため、単独の権利を活用することが望ましい。なお、関連意匠出願は、後々の新たな製品の権利取得に支障をきたす場合もあるため、出願において慎重な検討が必要である。

(6) 小 括

以上の事例から税関による輸入差止めを想定するならば、イ号意匠に合わせて最適な権利を選択するため、登録意匠1から登録意匠4の類型のうち出願可能な権利を広く権利化しておくことが望ましい。その際は模倣者に登録意匠ポートフォリオの全てを開示しないことが望ましい。ポートフォリオの全てを開示した場合、模倣者に綿密な検討のもとそのポートフォリオを回避するような意図的なイ号意匠を製造される可能性がある。そのため、全体意匠である登録意匠1を除く登録意匠2から登録意匠4までは、秘密意匠としておくこともよい。税関による輸入差止めにおいては、利害関係者には秘密意匠の内容が公開されることとなるが、差止めの数週間前の公開となるため、差止めする意匠権を作為的に回避するようなイ号意匠を製造する時間的猶予が極めて少ない。また、秘密意匠をすべて同時期に公開するよりは、登録意匠2から登録意匠4までを必要に応じて段階的に公開し、なるべくポートフォリオ全体を模倣者に把握されないようにすることが効果的となる場合もある。

なお、意匠出願に際して費用を極小化せざるを得ない場合は、登録意匠1または、登録意匠2のいずれか1つを出願することになるが、一般的には登録意匠2のような要部と要部周辺の

要素のみの意匠が望ましいと考える。一方、全体意匠から外す要素を見定めることが困難な場合等は、全体意匠である登録意匠1でもよい。登録意匠3や登録意匠4のいずれかまたは2つのみの権利では、活用しにくくなる可能性が高いため、登録意匠3や登録意匠4の出願権利化は登録意匠1や登録意匠2との併願が望ましい。

また、登録意匠2から登録意匠4を出願する場合には、要部となる要素を確実に盛り込むことが肝となる。そのため、出願時に要部の認定を誤らないように、十分な先行意匠調査とその分析が重要である。しかし、権利者が要部と自認したところではない要素が購入者から支持され、その箇所を中心に模倣される場合も生じる。そのため、要部と思われる要素を意図的に外した権利を取得することが有効な場合もあり、購入者から支持される要素やあらゆる模倣の形態を予測しポートフォリオを構築することが重要である。

7. おわりに

本稿では、意匠権活用状況のアンケート結果から見える現状の意匠権活用の実態と、各会員企業の関心の傾向を元に、意匠権活用手法の一つとしての税関における差止めに関心をあてて、東京税関知的財産センターとの意見交換を通じて差止め実績を有する会員企業メンバーを中心に調査研究を行った。その結果、意匠権の

活用は十分に期待できるとの結論に達した。

本稿で紹介した内容が各会員企業における意匠担当者との日常業務の一助となり、ひいては知的財産活動に貢献できれば幸いである。

本稿は、2017年度意匠委員会第2小委員会の構成委員である、平林篤哉（小委員長 セイコーエプソン）、徳元孝（小委員長補佐 トヨタテクニカルディベロップメント）、神田栄美子（副委員長 ヤマハ）、馬立恵（副委員長 本田技研工業）、倉石典子（パナソニック）、足立夏子（富士通）、喜納やよい（王子ホールディングス）、木村成利（住友電気工業）、佐藤恒夫（富士フイルム）の執筆によるものである。

注 記

- 1) 「2015年度模倣被害調査報告書 調査結果の概要」p.30
https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2015_houkoku/2015houkokusyo.pdf
- 2) 前掲注1) p.11
- 3) 「財務省報道発表資料」
報道発表 平成29年9月8日 財務省
「平成29年1月から6月までの税関における知的財産侵害物品の差止状況」
http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2017/20170908.html
(URL参照日は全て2018年2月23日)

(原稿受領日 2018年1月12日)